

令和7年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和7年12月12日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和7年12月12日 10時00分

1. 閉 議 令和7年12月12日 14時17分

1. 散 会 令和7年12月12日 14時17分

1. 議員定数 12名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 10名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	
11番	長 野 莊 一	12番	

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 中 尾 隆 邦 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総務課長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	森 本 真 司
民生課長	小 川 敦 司	住民保健課長	柴 田 浩 司

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	清水	寿重	上下水道課長	山口	和哉
地域防災課長	木村	晋	消防長	楠川	雄平
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	小川	将克

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和7年第4回定例会3日目を開会します。

本日は、撮影の申出がございますので許可をしております。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 中尾君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

令和6年度定期監査報告書が監査委員より提出され、タブレットに配布しております。

本日は一般質問2名を予定しています。本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順4番、2番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は90分でございます。

質問事項は、1つとして、空き家対策の新たな方向性について、2つとして、子どもの意見を活かす仕組みづくりについて、3つとして、帯状疱疹ワクチンの50代からの一部助成についてであります。

それでは初めに、空き家対策の新たな方向性についての質問を許可します。

2番 松田君（登壇）

○2 番

おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

全国的に人口が減り、地域の高齢化が進む中、使われなくなった住宅が各地で増えていきます。本町でも長年手入れされないまま残された空き家が倒壊の危険性や周辺環境の悪化を招き、地域の課題として無視できない状況になっていると思います。こうした問題に対し、田辺市では、2024年から新たな取組として、官民が連携した空き家対策の仕組みを導入されております。市が窓口となって複数の専門業者をつなぎ、家屋の解体や改修、買取りなど所有者が抱える様々な悩みに対応できる体制を整え、放置される空き家を減らすとともに、地域で生かしていく方向を目指されています。同市ではこれまで危険度の高い空き家の除去に重点を置き、解体費用の支援や、市が仲介して売買成立を後押しする制度などを積み重ねてこられたそうです。その結果、老朽化が著しい住宅はおおむね処理が進みつつあるようです。ただ、高齢の所有者が増えたことで、家を手放したいがどこから手をつければよいのか分からないという相談が絶えず、新しい空き家が生まれる流れ自体は止まっていないそうです。

一方で、古民家を宿泊施設に転用したいという声や、中古住宅を求める人も一定数存在するそうです。このため、同市は、空き家を放置せず、売却や賃貸といった流通まで見据えた対策に踏み込んでおられます。ドローンによる上空撮影や360度カメラでの調査、関係事業者との情報共有、活用方法の提案など、官民が連携を強化し、新しい空き家対策の仕組みを広げられておられます。

ここで当局にお伺いいたします。

本町における空き家の現状特に危険度の高い空き家の把握状況と、これまでの解消実績についてどのような評価をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

改めまして、おはようございます。

ただいま松田議員から、空き家対策についてのご質問をいただきました。

この空き家というのは、今もお話がありましたように増えても減ることはないわけです。ただこの問題も言われて大変久しいわけでありまして、日置川のほうはすごく頑張っていたいて、空き家対策をやっていただいておりますけれども、なかなかそのシステムをこの旧

町内、富田も含めて町なかでも行われていないということは、ちょっと私もびっくりしたわけですが。ただ空き家対策につきましては、もちろん全国的な問題でもあるんですけども、やっぱり我々として一番危惧をしておるのは、防災・防犯、あと衛生だとかあるいは景観だとか、そしてその周辺の環境問題とか、何一つ取ってもいいことはないわけでありまして。先ほど言いました日置川モデルを白浜の旧町も含めて富田、椿ということに関しましては、来年度から積極的に進めていきたいなというふうに思っております。詳細につきましては、課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議 長
番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

空き家対策の現状についてお答えします。

白浜町の空き家ですが、平成28年度に全町域を対象に空き家等実態調査をした結果、空き家と想定される空き家、家屋は1,272棟存在し、そのうち倒壊のおそれがある緊急度の高い建物が107棟あることが判明しています。空き家実態調査で、空き家等報告のあった者や近隣住民等から相談が寄せられている空き家等に対し、これまでに194件に指導を行い128件、除却が89件、修繕が39件に対応していただいております。

今後、人口減少や、少子高齢化により空き家が増加することも見込まれるため、引き続き、空き家の実態の把握に努め、対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長
2番 松田君

○2 番

現行の実態調査は平成28年度のもので、既に8年以上が経過しております。

そこでお伺いします。

実態調査のデータが古くなっており、最新状況を把握しなければ、効果的な対策にはつながらないと思います。今後、再調査やデータの更新を行う予定はあるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

再調査についてお答えいたします。

前回の調査から8年以上が経過しているため、10年をめぐりとして、令和9年度に再度、空き家の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長
2番 松田君

○2 番

空き家対策を進めていく上では、まず現状をしっかりと把握することが大切であり、その意味でも、実態調査を前倒しして行うことも必要であると考えますので、今後実情に合った取組を提言して、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

本町におかれましても、田辺市のように、空き家所有者と民間事業者との連携として、建設課内にワンストップ相談窓口を整備し、空き家の放置を防ぐ予防的な支援としての相談体制の強化、専門家との連携、早期相談の促進につながる取組を進める必要があると考えます。

以上より、空き家対策に本格的に取り組める体制づくりについて、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員より、空き家対策におけるワンストップ窓口の整備についてのご質問をいただきました。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、白浜町では、現在、日置川地域において、県の制度を利用した空き家バンクや補助制度によりまして、空き家対策、移住促進の取組を進めているところでございます。

しかしながら、白浜地域、富田地域においては同様の取組ができておらず、空き家対策を進めるに当たっての課題となっております。

そのような課題解決に向けて、現在、サテライトオフィスANCHORの運営をいただいておりますOS株式会社様より、国の地域活性化起業者人制度を活用した人材派遣を受けまして、白浜地域や富田地域における空き家の状況などの調査研究を進めているところでございます。現在、行政窓口につきましては、除却等危険空き家の相談であれば建設課、日置川地域の空き家バンクの登録に関しては日置川事務所で行っておりますが、今後は、全庁的な制度設計を含め、各担当部署とも情報を共有しながら、ワンストップ窓口の整備について検討してまいりたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

紀の川市が設置されている空き家バンクは、市から委託を受けたNPO法人が運営されており、所有者と移住希望者の連絡調整、物件情報の提供、地域と連携したスムーズな移住支援など総合的なサポートが行われています。

一方、本町では、日置川地域については、県の空き家バンクを通じて不動産情報の提供が行われているものの、旧白浜地域にも多数の空き家が存在しているのが現状でございます。先ほどの町長、総務課長の答弁でもございましたが、そういう状況です。

こうした状況を踏まえ、町全域を対象とした白浜町独自の空き家バンク制度を創設することは、空き家対策の一層の推進につながるとともに、移住希望者とのマッチングの機会を大きく広げるものと考えますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

白浜町独自の空き家バンク制度の創設についてのご質問をいただきました。

先ほどの答弁と重複するところがあるかもしれませんが、当町では、日置川地域において県の制度を利用した空き家バンク制度を実施して、情報の共有を行っております。松

田議員がご指摘のように、日置川地域以外の地域については、空き家情報の集約ができておらず、全町的な取組となっていないのが現状であります。

また、日置川地域も含め、白浜地域や富田地域での空き家対策事業を実施していくために、現在、空き家情報の提供を広く求め、集約を行っております。今後スムーズな移住受入れを実現させるためにも、町全域での独自空き家バンクは必要であるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

また、空き家は適切に管理されれば、地域資源として活用でき、観光振興や移住・定住の促進にもつながります。田辺市ではドローンや360度カメラを用いた現地調査や、データ化、空き家バンク情報の強化など、ICTを積極的に活用した空き家利活用の取組が進められております。一方で、本町の空き家バンクについては県に任せている部分もあり、情報量が少ないように感じております。

そこで本町としても、ICTを活用した空き家利活用施策を検討するお考えはないのか、当局の見解を伺います。

また、町単独での実施が難しい場合は、田辺市のような先進的な取組を参考にしつつ、同士の協力を得るなどしながら進めることも可能ではないかと考えますが、併せて当局の見解を求めます。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、ICTを生かした空き家利活用施策の検討についてのご質問をいただきました。

空き家対策を進めるに当たっては、現地に来なくても内覧できるといったICT、いわゆる情報通信技術を生かした情報発信や様々なICTを活用した空き家バンクの情報強化などは、効果的な取組であるというふうに私どもも考えてございます。

ただ、当町におきましては、まず全町的な調査や制度設計が必要な状況でございますので、今後取組を進める中において、議員がおっしゃいますように、周辺市町の先進的な取組についても参考にさせていただき、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

住宅の耐震化は地震による倒壊を防ぐための極めて重要な対策です。本町では現在国費50万円、県費33万3,000円、町費33万3,000円の負担により1棟当たり住宅耐震改修費として計116万6,000円の補助を行っております。しかし、耐震改修には依然として多額の費用が必要であり、少しでも多くの補助があればという声もございます。

この点、田辺市では市の負担を増額し、合計150万円の補助制度を設けており、補助金の上乗せによって、市民の耐震改修の必要性への意識が高まり、改修の促進にもつながっているとお聞きしております。

また、耐震改修の推進は空き家対策にも寄与するとも言われています。住宅は耐震化することで売却や賃貸がしやすくなり、仮に空き家になった場合でも利活用につながりやすくなります。結果として、災害時の倒壊リスクを減らし、放置空き家の発生防止にも効果が期待できます。

本町としても、町内における空き家対策の観点から、住宅耐震改修に対する補助金の増額を検討してはとありますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

住宅耐震改修に対する補助金についてお答えします。

白浜町では、住宅耐震化を推進するため、国費や県費を活用しながら、耐震診断及び耐震改修費用の一部を補助しています。ご質問いただきました改修補助金の拡充につきましては、今年度より国費、県費、町費の補助金額に15万円の上乗せをし、最大で131万6,000円の補助を行っております。また、補助対象となる改修方法について、建物全体の改修は費用的に難しい場合に負担を軽減できるように、居住部分である1階のみの改修を行う、1階改修型補強を今年度から追加しております。その他、耐震性のない住宅を除却し、耐震性のあるところへ移転する場合の除却費の補助制度の新設など、より利用しやすい制度づくりに取り組んでいるところです。

さらなる補助金の増額につきましては、他の自治体の取組も参考にしながら、支援に必要な財源の確保などについて検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

当町のホームページにある空き家対策についてのページを拝見しましたが、不良空き家除去補助金に関する情報しか掲載されておらず、情報量が不足していると感じました。空き家対策に関心を持たれた方々にとって、包括的で実用的な情報が提供されることは重要なニーズであると考えます。

例えば田辺市や上富田町が実施しているように、空き家解体工事事業者の紹介リストなどを閲覧できるようにすれば、利用者の利便性が大幅に向上し、対策を検討する上での大きな参考になると考えます。

つきましては、この点に関する当局の見解と今後の情報充実に向けた計画について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

議員ご指摘のとおり、当町のホームページにある空き家対策についてのページにおいては、不良住宅の除去に対する補助金制度の説明を掲載しており、申請に必要な各種書類等もダウンロード可能となっております。

また、空き家解体工事事業者の紹介につきましては、町へ、空き家解体工事事業者の登録等、他の自治体の取組も参考にしながら、より利用しやすい制度について検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番外（総務課長）

私のほうからは、空き家対策についての情報量が少ないというご指摘の件で、ご説明させていただきます。

ほかの補助制度とかの取組について一度また精査をいたしまして、実用的な情報提供に私どもは努めてまいりたいというふうに考えております。また、現在、新たな空き家対策の制度設計についても、先ほど申し上げましたように検討してございますので、将来的には空き家対策、空き家バンク、移住・定住促進等の取組など、一元的に情報発信できるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

○議 長

2番 松田君

○2番

ただいまの総務課長の答弁によれば、現在新たな空き家対策の制度設計について検討を進めているとのことでありましたが、その方向性がいつ頃をめどにされているのか、町としての見通しをお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番外（総務課長）

空き家対策の制度設計の見直しについてですけれども、先ほどの答弁にもございましたように、現在国の地域活性化起業人制度を活用した人材派遣を受けまして、白浜地域や富田地域における空き家の状況など調査研究を進めてございます。この調査については、令和6年8月より3か年程度かけて実施する予定となっております。今後、調査や研究を行いながら、可能な部分があれば部分的な制度設計も行っていきたいというふうに考えておりますし、基本的には全体調査が完了した段階で、新たな制度設計を進めてまいりたいというふうには考えてございます。

また、建設課の所管ではございますけれども、町民の皆様にとって直接関係が深い危険空き家対策につきましては、引き続き取組を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

2番 松田君

○2番

空き家問題は多くの町民の皆様にとって身近で切実な課題であり、早期の対応が求められているところであります。つきましては、具体的な取組の一環として、今後のスケジュール感や検討状況を示していただきながら、積極的に進めていただくことを提言いたします。

それでは、次の質問をいたします。

みなべ町では、移住促進と町内空き家の有効活用による公共福祉の向上、地域活性化を目的として、わかやま空き家バンクに登録された町内の空き家を購入または賃借した移住者に対し、30万円の助成金を交付し、また、移住者との契約が成立した場合に、物件提供者に対して10万円の助成をされております。本町におきましても、さらなる移住促進策として、みなべ町が行っているような移住者向け助成制度を導入すれば、白浜町に移住してみようかなど関心を寄せる方がさらに増えるのではないかと考えます。

以上について当局の見解を求めます。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、移住者向けの新たな助成制度についてのご質問をいただきました。

白浜町では独自の助成制度として、移住希望者滞在費補助金制度を設けております。これは、日置川地域への移住者の増加を図るため、地域内への移住を目的として住居及び仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動を行うために滞在する世帯に対しまして、滞在費の一部を補助しているものでございます。

ただし、日置川地域に限った助成制度となりますので、今後は全町的な取組を進めていく中で、地域に合った助成制度の整備が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

また、建物などの個人資産の売却や賃貸に対する助成については、制度設計を含め詳細な研究が必要であると思っておりますので、移住者に対する助成等の支援施策については、周辺の市町の実施状況等を確認、研究させていただきまして、当町に合った施策を研究してまいりたいというふうに思います。

○議 長

2番 松田君

○2 番

効果的な移住者への支援施策を考え、今後具体的に進めていただくことを提言いたします。それでは、次の質問をいたします。

県が実施主体でもある空き家除却補助金制度は、倒壊の危険が切迫していると判断されるまで補助の対象にならないなど、要件が非常に厳しく、住民の皆様からも使いにくいとの声が寄せられています。そのため、近隣への迷惑や将来的な災害リスクを心配し、これ以上傷む前にできれば早めに解体したいと考えられる方がおられても、現行制度では対象外となってしまうケースが少なくありません。空き家をめぐる問題は深刻化してからでは対応が難しくなることも多く、早めの対策こそが地域の安心につながると考えます。

そこで空き家対策をより進めていくためにも、町独自の空き家除却補助金制度を設け、早期の除却を希望される場合には、県制度のような厳しい事前調査をせずとも補助が受けられる仕組みを検討していただきたいと考えますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

町独自の空き家除却補助資金制度についてお答えします。

不良住宅の除却に対する補助金制度は、周辺環境の保全、安全確保、景観維持などを目的に、国の制度（社会資本整備総合交付金）に基づき実施されており、補助金の適用には、建築物の老朽化が著しく、倒壊や部材の飛散などにより周辺の建築物や道路等の公共施設、または住民に危害を及ぼす可能性があるなどの公益性がある場合に限られます。

また、建物が個人の財産、私有財産である場合、本来はその除却は所有者が自らの費用で行うべきという考え方もあります。そのため、通常の空き家への解体の補助につきましては、他の自治体の取組も参考にしながら、支援に必要な財源の確保や、より利用しやすい制度について検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

以上、本町が抱える空き家課題について、これまでの老朽建物の処理という限定的な視点にとどまるのではなく、空き家を地域の新たな資源として活用し、地域の活性化へとつなげていく契機へ変換していくべきであると考えのもと、質問をさせていただきました。

空き家の適切な管理と利活用は、防災や景観の保全にとどまらず、移住・定住促進や地域コミュニティの再生、さらには新たな産業やにぎわいの創出といった、多方面での好循環をもたらす可能性も秘めております。本町としても、従来の除却中心の施策だけではなく、地域の実情に寄り添った柔軟な支援策や、新たな価値を生み出す取組へと発展させていくことが求められていると考えます。

以上を踏まえていただきまして、最後に町長の答弁を求め、この項の質問を終わります。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

松田議員の空き家対策についての、まさに現実を直視された中で、いろいろとご質問に対しましては、もっともだなということを思いました。

ただ町も、今、総務課長そして建設課長が答弁をさせていただきましたけれども、今、町が持ち得る、今の制度設計の中でできる、補助金も含めて頑張ってくれていると思います。次のステップに行くというのは、これはもう私自身の決断にかかってくるなというふうに思います。

移住のことにも触れられました。確かに移住問題というのは、そこに住むということも大事なんですけれども、私はこの2月に移住者の会というのを町が呼びかけてつくらせていただきまして、協力隊の皆さんだとかあるいは東京から来ていただいている企業の皆さんたちに入ってきて、今まで3回かな、お互いの人間関係をつくっていただくような会もさせていただきました。

ですからやっぱり移住というのは、全般的に、じゃあ、白浜が教育でどんな施策があるのかとか、あるいはいろんな民生の中でどんな施策があるのかという、総合的な中でのことにもつながっていくかなと、そんなふうに思っております。

田辺市は今お聞きをしたら、大変進んでおりますし、紀の川市も進んでいるということも

聞かせていただきました。日置に、もう2つほど、実はもういつ倒れてもおかしくないところの現場を見せていただいたんですけれども、これは倒壊の家屋です。1件は地元の方なんですけれども、やると言っていたからもう大方半年たつんですが、なかなかやっただけじゃない。もう1件は、それこそ親戚の親戚の親戚が持つておられて、奈良県だとかという。ですからもうそこはちょっと強制的に撤去をしていかないと、やっぱり周辺の町なかの皆さんに危害が及ぶので、そういうことも今含めながら考えてはいるんです。

いずれにしても、白浜町が頑張っただけで空き家対策をやっていたのかといたら、なかなかまだまだそこまでという部分があります。すいませんちょっと長くなって、先般自治会長の皆さん方に私からお願いをしたのは、とにかくその地区に空き家があるというのを一番把握しているのは会長さん方だと。その空き家があるということをつかいたら、会長さん方が町へ言ってほしいと。町でそれをしっかりと把握して、そしてよそから来た人が、町に来たら、どこの地区に、例えば瀬戸だとかあるいは湯崎だとか、町なかであるということが分かるようにさせていただきたい。その情報はやっぱり一番町内会長さんたちが分かっているので何とか協力してほしいということも、私からもお願いをしました。

今まで町としてなぜこれが遅々として進んでこなかったかと思ったら、私が若い職員の方の意見、声を聞いたら、不動産屋さんの邪魔をすると言うんです。そうじゃないと。これは町の施策だと、白浜町の行政の施策だから、我々がこれを仲介をして金もうけするというような話ではないのだと。あくまでも紹介をして、その中ではやっぱりよそから来る人は、役所というところは一番信頼性のあるところなので、やっぱりこっちへ来ると。不動産屋さんよりもまずやっぱり町に何か情報がないですかということが来るのだから、そこは考えを切り替えてほしいと、切り替えてもらわないと困るということをちょっと申し上げて、今、日置の背中を追いかけてやらせていただいているんです。

全庁を挙げて、やっぱり1つの同じシステムの中でこれから進めていきたいなというふうに思っておりますので、また今後とも議員からいろんなご示唆をいただけたらありがたいと思います。

○議 長
2番 松田君

○2 番
これでこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長
以上で、空き家対策の新たな方向性についての質問を終わります。

次に、子どもの意見を活かす仕組みづくりについての質問を許可します。
2番 松田君

○2 番
国においては、こども家庭庁の設置後、子どもの権利を尊重し、政策形成の段階からこどもの意見を反映することが重要と位置づけられています。また、こども基本法第11条により、地方公共団体はこども施策を策定、実施、評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとなっています。全国の自治体でも子どもをまちづくりの主体とする取組が広がっており、本町においても積極的な導入が期待されるところです。

そこで、全国の先進的な自治体の取組を踏まえながら、本町のお考えをお伺いします。

まず初めに、本町として子供の意見を尊重し、町政に反映していくという姿勢を今後どのように明確化していくのか、伺います。参考までに、宮城県富谷市では、ユニセフ子どもにやさしいまちづくり実践自治体として、子どもの権利を中心に据えた「とみやこどもにやさしいまちプラン」を策定し、町の基本方針として位置づけておられます。このような子供を中心に置くという理念の明確化が子供の意見を政策に反映する土台となっております。本町としても、こどもまんなか社会の実現に向けた基本姿勢をどのように考えておられるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

松田議員にお答えしたいと思います。

子どもの意見を活かす仕組みづくりについてということであります。

松田議員より、本町としてこどもまんなか社会の実現に向けた基本姿勢をどのように考えているのかというご質問でありました。

議員ご存じのとおり、去る令和6年7月31日に、こども家庭庁初代長官の渡辺由美子さんに、ここ白浜町に来ていただきまして、こどもまんなか社会講演会を開催し、こども政策の課題と展望と題してご講演をいただきました。また、町内2つの施設も視察をいただいたところでありますけれども、お話の中で、我が国における子育て政策の課題提起、また、こども・子育て政策の強化に係る理念として、「若い世代の所得を増やしていく」「社会全体の構造や意識を変えていく」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援をしていく」との3点を挙げられ、最後に、こどもまんなかの実現に向けてのこども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として、「子供や若者の意見を聞き、その意見を尊重し、子供や若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実施していきます。どんな子供のことも考えていきます」というような提案もありました。

我が町としましても、まず、子供が心身ともに健やかに育成されるよう、子供の身近な場所における子供の教育や福祉に関する支援に係る業務を適切に行うことが責務であるというふうと考えています。

これを踏まえまして、地域に展開する子育て支援資源の育成や、本町において必要な社会資源の開発、また、子どもの権利を守る地域文化や地域で子供を育てる文化の醸成なども行っていくことが、本町としてのこどもまんなか社会の実現に向けた基本姿勢の最も大事なところであるというふうと考えています。

○議 長

2番 松田君

○2 番

2024年に、子供、若者からの意見聴取を実施した自治体は、回答自治体の約66%に当たる1,150人にのぼりましたが、定期的な聴取や障害のある子供など、声を上げにくい層への配慮は、一部にとどまり、意見の反映先も特定の計画に偏っているのが現状です。こども家庭庁はこの状況をこども基本法施行後の第一歩としており、この全国的な取組の広がりを促進するた

め、本町も積極的な施策を推進していただくことを提言します。

それでは、次の質問をいたします。

子どもの意見を聞く仕組みの導入についての質問をいたします。

本町で実施している中学生議会も、当事者である生徒さんたちが、自分たちの意見や要望を町に生かしてもらうことができる貴重な場でもあると考えます。

町内の小中学校体育館へのエアコン設置につきましては、中学生議会を通して生徒さんからも提案が何度かございました。私も生徒さんの切実な意見や要望に触れ、ぜひ実現しなければとの思いから、定例議会にて一般質問をさせていただきました。結果として、町長のご決断により予算化の道筋もでき、設置に向けて具体的な取組が着実に進められております。

このことは、生徒さんの声が町の施策に反映されたよき事例でもあると考えます。

今後も、こうした生徒さんの視点を、行政に反映させる仕組みづくりが不可欠であると考えます。

子供の声を行政施策に取り込み、持続的に反映していくことについて、どのように考えているのでしょうか。当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月に施行されました。同法ではこども施策の基本理念のほか、こども大綱の制定や、こども等の意見の反映などについて定めております。

議員からもありましたように、中学生議会におけるエアコン設置の提案は、これまでも避難所となっている体育館のエアコン設置について、定例会等においてご提言をいただいております。その設置に取り組んでいるところでございます。また、ほかの提言等についても、中学生たちの意見が行政施策に反映されている事例もございます。こども施策の当事者である子供から意見を聞くことは大変重要であり、直接意見を聞くことができる貴重な場の1つが、中学生議会であると考えております。これまでいただいたご意見、また、これからいただくご意見についても、幅広く参考にし、当町のこども施策、教育施策に反映できるよう進めていきたいと考えてございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

多様な子どもの意見を拾い上げる工夫についての質問をいたします。

子供の意見反映では、意見を出しやすい子供だけではなく、不登校、障害など多様な背景を持つ子供の声をどう拾うかが重要です。本町としても、多様な子供の声を拾う取組についてどのように考えているのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

声を聞かれにくい子供たちが抱えている困難性や経験、考え方は、社会が取り組むべき課題を

表しており、課題の複雑さ、ニーズの多様性を反映していると言えます。それらは実効性のある施策をつくる上で欠かすことのできない意見で、その意見を反映することが重要であり、多様な状況に合わせて参加できる場、意見を聞ける場を提供することが重要であると考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

ただいまの教育次長さんの答弁に基づき、多様な状況に合わせた参加の場を確保し、声を聞かれにくい子供の意見を実効性のある施策に反映させる制度的な仕組みを確立させていくことを提言いたします。

次の質問をさせていただきます。

集めた意見を施策に反映し、子どもに返す仕組みについての質問をいたします。

意見を聞くだけで終わらせないことが大切です。本町が実施している中学生議会より出た貴重な意見を施策として反映させていくプロセスを確立させていくことも大切であると考えます。

ユニセフの日本型CFCI自治体である豊田市、富谷市、三芳町では、①子供から集めた意見の整理・分析、②行政内部の検討、③子供のフィードバック、この3点をセットとして進めておられます。本町においても、意見、施策化結果のフィードバックという循環について、どのように考えているのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

議員がおっしゃるように、意見を聞いただけで終わらせることは、子供たちに失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、避けなければならないと考えております。意見を聞き共有するだけで終わらせるのではなく、計画や施策に反映し、また、反映できなかった場合にはフィードバックする。フィードバックの際には子供たちにとって伝わりやすいものであることが重要であると考えます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

子供たちの意見を聞くだけでは終わらせず、施策への反映や丁寧なフィードバックを行う仕組みを整えることで、主体的に意見を表明できる環境が生まれると思います。

こうした環境づくりに積極的に取組をしていただきたいと思います。と提言をいたします。

それでは、次の質問をいたします。

子どもが地域やまちづくりに主体的に関われる機会づくりについての質問をいたします。

政策策定だけではなく、子供が自分の町に誇りを持ち、地域づくりに参加できる仕組みをどう整えていくのか、お伺いします。

子供の意見表明と参加の権利の保障として、こども会議、(対象児童は小学校四、五年生から高校生世代)を立ち上げて取り組まれている自治体も増えてきております。こども会議は中学生議会とは違って、ふだんの生活より感じるささいなことなど、自由に意見が言える場でもあると考えます。

本町として、子供自身がまちづくり等に参加できる機会の拡大の必要性について、どのように

考えているのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

全ての子供や若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現には、子供の意見を政策に反映することが不可欠ですが、当町では残念ながら子供たちが直接まちづくりに参加できる場は中学生議会にとどまっております。

こども会議等、先進地の取組を参考に、子供自身がまちづくりに参加できるような仕組みが必要であると考えております。

○議 長
2番 松田君

○2 番

全ての子供や若者が幸せな生活を送る社会の実現には、彼らの意見を政策に反映させていくことが不可欠であると考えます。先進的な取組を参考にしながら、子供自身が、若者自身がまちづくりの主体となれる仕組みを整えることを、提言いたします。

それでは、次の質問をいたします。

本町も町立児童館の建て替えを予定しております。町立児童館の建て替えを進める際、当事者である子供の意見を聞く機会もあればと考えますが、当局の見解を求めます。

○議 長
番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

先ほどのご質問にもございましたこども会議という取組などについてもそうですが、私たち大人が子供の意見を聞くこと、知ることによって子供の視点に立った子供の目線を意識し、様々な計画づくりに取り組むことができると考えます。

児童館の建設に当たっても、利用者である子供たちの意見を知らなければならない機会づくりなど、何らかの方法を検討してまいりたいと考えております。

○議 長
2番 松田君

○2 番

子供の視点を取り入れた計画づくりを実現するため、児童館建設をはじめとする全ての事業において、利用当事者である子供の意見を聴取する仕組みを設けていただくことを提言いたします。

それでは、次の質問をいたします。

また、児童館運営にも、子供が携わる体制があればと思います。

例えば広島県三原市では、新しい児童館を造る際に中高生を募集し、運営に携わるようになったことで、中高生の利用が以前に比べて10倍に増加しているそうです。

子供、若者のニーズを施策に反映させることはよりよい社会づくりにつながり、また、子供、若者の地域社会への愛着を育むことも期待されると思います。

以上について、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

コロナ禍以前には、中学生サポーターを募集し、児童館事業のいろいろな取組に携わっていただいております。ただ、現在は、わあいわあい子どもまつりにおきまして、町内の中学生を募集し、中学生サポーターとして、当日の運営をサポートしてもらっております。

今後は、イベントのサポートだけではなく、以前のように、児童館事業の企画、運営に携わってもらうことを予定しております。このような場が構成できれば、子供の意見を聴取できる場として活用することが可能であります。今後もよりよいこども施策につながる取組を進めていければと考えます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

教育次長の答弁より中学生サポーターを児童館事業の企画、運営に再び参画させる方針は、子供の意見を取組に反映させる大切なことだと思います。

イベントサポートにとどまらず、企画、運営への企画を通じて、子供たちを受け手から主体的な担い手へと転換させることが、本町のまちづくりに新たな視点と活気をもたらすのではと考えます。今後も児童館での取組を基本に、よりよいこども施策につなげていただくことを提言いたします。

それでは、次の質問に行きます。

子どもの権利について、教育や啓発活動の積極的な推進についての質問をいたします。

宮城県の富谷市では、子どもにやさしいまちは、担当課だけではなく市役所全体で取り組まなければならないということで、2018年5月に、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置されています。この富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議で、子どもにやさしいまちについて議論を続けた結果、2018年11月に子どもの権利条約の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利に基づいた4つの柱から成る富谷市・子どもにやさしいまちづくり宣言を行いました。この宣言は、外に向けて発信することで、市の職員や子供に関わる人々のみならず、市民の皆さんお一人お一人に子どもの権利を大切にするという考えが広まり、町全体で子どもにやさしいまちづくりへの機運が醸成されたと伺っております。

このように、子供たちやその関係者に子どもの権利について、教育や啓発活動を積極的に行い、子供たちが自分たちの権利を理解し、自分で自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は大変に重要であると考えます。子供が1人の人間として大切に扱われ、安全に安心して暮らせる環境整備なくして、持続可能な地域の未来はないと思います。子どもにやさしいまちづくりは、ひいては、お年寄りや女性をはじめとする全ての人々に優しいまちづくりへとつながります。

そこで我が地域においても、子どもにやさしいまちづくり条例の制定や、庁内連携会議を立ち上げ等の取組により、地域ぐるみで子どもの権利について、教育や啓発活動を積極的に推進すべきと考えますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

ただいまの松田議員の質問、ご提言ありがとうございます。

こども家庭庁が実施した全国調査の結果というのがございます。子供、若者の声を政策に反映させる取組が全国的に広がりつつある一方で、特に障害のある子供、不登校の子供など、声を上げにくい立場の子供たちへの意見聴取が十分とは言えない現状がそこでは明らかになりました。白浜町としても、こうした課題を真摯に受け止める必要があると認識をしております。

ではなぜ、子供の声を聞くことが必要なのでしょうか。私はその本質は、子供は守られる存在であると同時に、未来をつくる当事者であるという点であると考えております。

私は本年10月から、町内全ての小中学校で児童・生徒との直接対話の機会を持っております。そこで実感しているのは、子供たちは社会や大人の姿をよく見ており、物事を自分なりに深く考える力を確かに持っているということです。中には元気がない先生に声をかけたけれど、迷惑をかけてはいけないと思って、なかなか言えないんだという、そういう声も聞きました。思いやりに満ちた声でありました。また、子供たちにより一番大切なものは何ですかと尋ねたところ、今、時間、言葉、自然、地球といった言葉が、自然に出てまいりました。子供たちは発達の上であり、弱い立場に置かれる存在ではありますが、決して未熟で劣った存在ではありません。むしろ私たち大人が学ばされることも多いと日々感じております。

1989年に国連で採択された子どもの権利条約は今年で35年を迎えます。

条約には4つの基本原則が示されています。差別の禁止、子どもに一番いいことを考える安心・安全に成長していく権利、意見を言いその意見を尊重される権利です。日本も1994年にこれを批准し、2023年にはこども家庭庁が設立されました。そして、こども基本法が施行されました。30年近くもかかったのは、国は、実は現行法でこの子どもの権利は守られるというふうに言っておりました。ところが、近年の子供たちの諸課題を考えていくと、抜本的な施策を打ち出すには、縦割りを超えた教育、養育、福祉、医療といった分野を包括的につないで、国民全体で理念の共有を進める必要があると、国が方針を転換したと、そういうことであります。そうしたこども基本法では、国や自治体が政策をつくる際、子供や若者の意見を聞く、反映させる、それは「努力義務」ではなく「義務」というふうに決めました。

また、白浜町でもこども家庭センターの設置、それからこの秋では、県内で初めて中学生を対象にピロリ菌の検査を行いました。2次検査まで行く生徒はいませんでした。先日は、小中学生が登校日として参加をした総合防災訓練など、これも実施されました。教育、福祉、保健、そういった関係部署が連携しながら、子供に関わる施策を進めております。ただ議員のご指摘のとおり、制度としての仕組みづくりはこれから研究と研修を重ねる必要があると思っております。また、町内の小中学校では、子どもの権利条約の掲示など、少しずつですが、啓発を行っているところです。

その中で私が最も大切にしている一丁目一番地、これは、まずは子供の声を聞くということです。子供の声に耳を傾け、対話を通して政策を形にしていく、それこそが子どもの権利に根差したまちづくりであり、白浜町の未来をつくる確かな土台になると考えています。

その具体的な仕組みの1つとして、議員からも提案のありましたユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業だったり、子どもの権利条例の制定といった取組は、教育委員会だけで

なく、今後町として進めていく必要があると認識しております。

同時に、形だけの制度に終わらせないために、現在行っている中学生議会に加え、こども会議や子供向けアンケートといった直接対話の取組、こういったものをさらに充実させ、実際の政策に反映させる仕組みづくりが不可欠です。こうした実効性のある取組は全国的にはまだ多くはありませんが、白浜町が先進的に取り組む価値はあるのではないかと考えております。

今後とも議員の皆様と連携を図りながら、子供の声がまちを動かす白浜を目指して、町全体として着実に取組を進めてまいります。

○議 長

2番 松田君

○2 番

教育長の思いの籠もったご答弁、誠にありがとうございました。本町では、全ての子供の声を大切にし、施策にしっかり反映させる仕組みづくりを進められていると感じました。

特に声を上げにくい子供たちの思いを丁寧に受け止め、対話を通じて未来のまちづくりにつなげようとする姿勢を強く感じました。こども家庭庁が発足してまだ日が浅い中ではありますが、引き続き、このこどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていただくよう、改めて提言をいたします。

それでは、次の質問をします。

子供、若者が自らに関わることについて意見を形成し、成長段階に応じた意見表明や社会参画ができる環境づくりの一環として、子供、若者が安心して意見を表明できるようサポートする人材、ファシリテーターを養成するため、こども意見ファシリテーター養成講座を開催する自治体も増えておられます。子供、若者との日々の関わりの中で生かせる話の仕方や生き方が学べる講座として、本町でも実施してはと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

子供、若者の意見表明をサポートするこども意見ファシリテーター養成のための調査研究が令和5年度にこども家庭庁におきまして、実施されております。この結果をもとにモデルプログラムが作成されまして、現在こども家庭庁主催によるこども意見ファシリテーター養成講座が全国で開催され始めているところです。

和歌山県におきましても、今年度より養成講座が開催されることになりまして、町といたしましても、まず関係職員がこうした養成講座に参加しまして、必要な知識やスキルを習得することで子供や若者が安心して意見を表明できるよう、サポートできる人材の育成と子供や若者が意見を表明しやすい環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

子供、若者の意見表明をサポートするこども意見ファシリテーター育成は、子供の声をこれからのまちづくりに活かす上でも、不可欠です。今年度より県で養成講座が開催されるとのことで

すので、まずは、先ほども民生課長よりお話がございましたが、職員が積極的に講座に参加し、必要な知識とスキルを早急に習得され、そしてそのスキルをもとに、子供の真意を引き出す質の高い意見聴取の仕組みを行政として構築していただくことを提言いたします。

最後に、私は、障害者支援施設に長年勤務し、利用者さんのニーズに応えることを何よりも大切にしながら支援に携わってまいりました。中でも思いや希望をうまく言葉にできない方の声をどのように酌み取り、どのように尊重していくのか、その点こそが支援の根幹であると現場で強く実感してきたところでもあります。支援者は丁寧なアセスメント等を通じて、利用者さんの日々の行動や表情、僅かな反応の変化をもとに、何を求め、どのような環境であれば安心して過ごせるのかを慎重に検討します。また、多様な経験の機会を提供することで、新たな選択肢や興味が生まれ、結果として意思決定の力を育むことにもつながります。さらに、写真や絵カードなど、視覚的なコミュニケーションツールを活用することで、より適切にニーズを把握することができます。

このように、思いを丁寧に酌み取るという姿勢は障害の有無にかかわらず、子供や若者の意見を施策に反映していく際にも同じく重要であると考えております。意見を尊重されることは、全ての人に保障された基本的な権利であり、行政としても真摯に受け止めていただき、形にしていくなかで責務もあろうかと考えます。

誰もが互いに理解し、支え合いながら生きる共生社会を実現するためには、こうした姿勢を一つ一つ積み重ねていくことが不可欠です。

以上の思いから、今回子どもの意見を活かす仕組みづくりについて質問をさせていただきました。これでこの項の質問を終わりといたします。

○議 長

以上で、子どもの意見を活かす仕組みづくりについての質問は終わります。

次に、带状疱疹ワクチンの50代からの一部助成についての質問を許可します。

2番 松田君

○2 番

近年、全国的に带状疱疹の患者数が増加しており、特に50代以降での発症率が急激に高まることが知られております。带状疱疹は傷みが長期間残る带状疱疹後神経痛を引き起こす場合も多く、日常生活や仕事に大きな支障を与える疾患でもあります。本町でも高齢化が進む中、带状疱疹の予防は、健康寿命の延伸の観点からも重要です。

带状疱疹ワクチンは2025年より65歳を迎える方などへは定期接種となりました。しかしながら、働き盛りでもある50歳から64歳までは任意接種となり、接種費用が高額であることから、希望していても接種をためらう方が少なくありません。

また、50代は働き盛りでありながら、家庭、介護、仕事と負担が多く、医療への自己投資が後回しになりやすい年代でもあるため、行政の支援があるかないかは大きなポイントとなると思います。

本町におかれましても、働き盛りでもある50代からの带状疱疹ワクチン接種の一部助成を導入することは、町民の健康維持、医療費の軽減、そして介護予防にも直結する重要な施策であると考えます。

県内ではすさみ町が50歳から64歳までの公費助成を継続されているようです。そのほか、かつらぎ町や日高町、印南町、ほかにも暫定的にやっているところもあり、現状では1

0町が50歳から64歳の公費助成を継続または新規導入されておられます。県内30市町村中10町などで3分の1の自治体になります。県内では20町ありますが、半分の10町の町が50歳から64歳まで助成をしているということになります。50代はまだ働き盛りの世代です。この世代に対して予防接種への公費助成があれば、経済的な負担軽減にもなり、接種してみようという前向きな行動につながるのではないかと考えます。

以上より、働き世代の健康を守る観点からも、带状疱疹ワクチン助成の対象年齢を引き下げることにはできないか。また、50代からの助成については、自己負担額を少し上げ、町財政の負担軽減を図ることも検討の余地があるのではないかと考えますが、当局の見解を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 柴田君

○番外（住民保健課長）

松田議員より带状疱疹ワクチンの50代からの一部助成についてのご質問をいただきました。

本町としましても、带状疱疹が全国的に増加傾向にあり、発症原因が加齢、ストレス、過労、病気による免疫力の低下によるものと認識してございます。本町では令和5年4月より、白浜町带状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱を施行し、本町の住民基本台帳に記載されております65歳または70歳になられる方を対象に、上限額4,000円を1人に対し1回を限度とした助成事業を開始いたしました。また、令和6年4月からは同要綱の一部を改正し、50歳、55歳、60歳の方も助成の対象として拡充し、事業を進めてまいりましたが、予防接種法の改正により、令和7年度から新たに定期接種となり、令和7年4月に要綱を廃止してございます。

定期接種の対象者につきましては、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の方、及び60歳から64歳の一定の障害を有する方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により身体障害者手帳1級相当の障害を有する方となります。また、既に接種されている方は、医師が必要と認めた場合以外は、定期接種の対象外となります。議員ご指摘のとおり50歳代で接種すると、医師が必要と認めない限り、定期接種を受けることができないということになります。発症率が高いとされる70歳頃にはワクチンの抗体の低下に伴い発症リスクは高まりますが、再度ワクチン接種を希望される場合は全額自己負担となります。

なお、本町では令和6年度に実施しました带状疱疹ワクチン接種費用の助成の実績を見ますと、令和5年度及び令和6年度中に50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になられた方を助成対象とさせていただいておりましたが、助成した人数は29人中、50歳、55歳、60歳の方は17人で、対象となる方の約1%でございました。

また、全国では2025年10月現在、1,741自治体のうち、50歳から64歳に対する任意接種の助成を行っている自治体が698で約40%、助成を行っていない自治体が1,043で約60%等のデータが出ており、2025年4月から9月度の日本臨床実態調査によりますと、50歳から64歳までの带状疱疹ワクチンの平均接種率は0.71%との結果で、かなり低いことが判明してございます。

以上のことから、本町としましては、従来どおり定期接種に基づく带状疱疹予防接種を実施していきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

带状疱疹の発症は、特に免疫力が落ちるような持病を持たれた方にとっては大きなリスクにつながります。全ての50代からの公費助成が難しい場合、持病を持たれた方を対象として、50代からの公費一部助成を実施してはとありますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 住民保健課長 柴田君

○番 外（住民保健課長）

持病のある方を対象として50代からの公費助成を実施してはとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、带状疱疹ワクチン接種にかかわらず、予防接種は治療や入院に必要な医療費の削減が期待できるため、長期的に見ましても医療費等の抑制につながるものと捉えてございます。

ただ50代からの持病のある方に対する公費助成を考えたときに、带状疱疹だけにとどまらず、現在定期接種を実施しています他の感染症につきましても、同様に感染による重症化リスクのおそれがあるため、50歳代からの持病のある方に対する公費助成につきましては、慎重に検討していく必要があると考えてございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

不活化ワクチンでは、住民負担が約2万4,000円となり、先ほどもお話をさせていただきましたが、働き盛りの50代の方も経済的な理由から接種を断念する方も出てくると考えます。带状疱疹ワクチンを接種しない方、できない方が、带状疱疹が発症しても仕方ないとされるべきではないと考えます。免疫低下を防ぐ生活習慣の啓発の推進や、ピリピリ、チクチクの症状でもある前駆痛や、小さな皮疹が出た際の早期受診の重要性を知ってもらうこと、特に皮疹発現後、72時間以内の抗ウイルス薬治療が鍵となることなど、ワクチン以外での予防と早期治療の啓発を推進していくことも大切な予防医療の取組であると思っておりますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 住民保健課長 柴田君

○番 外（住民保健課長）

予防医療の取組についてのご質問でございます。

本町では従来定期予防接種対象者に対しましては、個別に通知を行っているところですが、議員ご指摘のとおり、ワクチン以外での予防と早期治療の啓発を推進していくことも、予防医療の取組として大切であると考えてございます。本町としましては、今後も国県が発信しております情報等を活用し、引き続き、町広報、ホームページ等のほか、医療機関との連携も視野に入れた告知等もあわせて、町民に広く周知していきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

帯状疱疹は治すより予防が効果的な病気であり、早期の対策が鍵となります。本町の予防、施策強化により、1人でも多くの町民が健やかな生活を続けられるよう、前向きな検討を提言いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、帯状疱疹ワクチンの50代からの一部助成についての質問は終わります。

以上をもって、松田君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11時14分 再開 13時00分)

○議 長

再開します。

通告順5番、6番 正木君の一般質問を許可します。

正木君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は90分でございます。

質問事項は、1つとして、観光施策について、2つとして、環境問題への施策について、3つとして、防災・減災施策についてであります。

それでは初めに、観光施策についての質問を許可します。

6番 正木君(登壇)

○6 番

溝口議長並びに同僚議員の皆様のご理解のもと発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

白浜の一番基幹産業である観光についてが1番で、2番目には環境問題です。そして3番では防災・減災、このように、大枠で捉えていただいたら結構だと思います。

我が白浜町は、やはり基幹産業として観光にウエートを置いております。年間300万人余り来泉していただいておりますことも事実です。その中で、今般、大江町長をはじめ、宿泊税導入の件で1つ伺いたいと思います。

各団体、各協議会、いろんな議会も含めてですけれど、何回となく説明されてきたと思います。その中で伺いますけれども、やはり1泊で限定していくのか、連泊したら、連泊が3日だったら3日分宿泊税を頂くのかと、そのようなものが1点です。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君(登壇)

○番 外(町 長)

正木議員には、初めて私が町長当選以来、質問をいただきました。いつやってくれるのかなということを思いながら、私も1年半余りが過ぎて、この12月定例会で初めてこうして議場でお互いが意見を開陳する。お互いがこうして、かたやベテランの大議員、そして私は新米の町長、この関係の中でこのようなお互いがやり取りができることを大変うれしく思っています。

宿泊税のことにつきましては、この議場を通じまして、全員協議会、あるいはまた何人か

の質問もいただいた中でも、基本としての部分はお答えをしてみました。やっぱりもう一度ここで復唱させていただきませうけれども、この宿泊税というのは第三者的に見たら、その観光町が本当に世間に認められている1つのバロメーターになれるか、なれないかということなんです。私に言わせれば今までこういう議論がゼロではなかったと思うんですけども、本来ならもう出来上がっておってもいいぐらいの、私は白浜というのは観光町だと思います。

この白浜を見て、大体11月、12月、1月、2月を、旅館関係も含めて観光関係も含めて自分たちで閑散期などと言うこと自体がおかしいんです。そもそも温泉観光町・白浜なんです。そこから我々の観光町が始まったんですよ。それを31年パンダがいたことも私は理由の1つだと思えますけれども、どうも温泉というものの本来の我々の原点回帰の部分の中で、そこに目をやるのがほとんどなかった。そしていつの間にか自分たちで、この11月、12月、1月、2月、正木議員、夏の暑いお盆に温泉なんか行きますか。私は行かないです。誘われても行かない。暑いときに温泉へ行こうかなんて、幾らどんな立派な温泉であったってやっぱり寒い冬ですよ。やはり城崎にしても、石川県金沢にしても富山にしても日本海側の温泉街が、いろいろと人気、活況を呈しているのは、やはり自分たちの原点を大事にしてきたから、私はそこで工夫も生まれたし、それが今ずっと発展につながっている。だから私はそういう中で、もう一度原点回帰をして、その中でいろんなやらなければいけないことがたくさんあります。今の町のいろんな財政も含めて、我々は歳入の部分で非常に無理がある。けれども、無理をしてでもやらなければいけないことがある。

財政係のほうからは、ときどき金遣いの荒い町長だと怒られているんです。私はこの町は、いつも言いますが、土台づくりがまだしっかりできていない。種まきができていない。やはり、実をならす、花を咲かす種をまかなければならないわけです。

その中で、もうこの宿泊税というのは、私は最も本来的な観光町にとっては、この白浜というのは、我々はある意味胸を張れる観光町だと思います。ここはこの白浜は、全員がしみじみもおっしゃられた観光産業が主なんです。ですから、やはりそこにこれから磨きをかけて、我々が町の中でわくわく感をつくった中でどうしていくのかという、我々が攻めの行政を積極果敢にやっていくとなったら、やはり原資が欲しい。その原資はどこから求めるのか。これは受益者負担の中で、来てくれる300万人の日帰り客の皆さんや、あるいは170万人ある宿泊客の皆さんにお願いしますよと。その代わり、それだけ出しても、この白浜はいいなと思っていただけるような観光町を我々はつくっていかなければいけない責任があると思います。

ですから、宿泊税というのは、10月30日に第1回の会議をやりましたけれども、来月、そして2月、3月と断続的に検討委員会を開いていただきます。私としたら、方針ですけども、令和8年度中の年度途中でもいいから始めたいというのが、今、私の思いでありまして、それまでにはいろんな関係の皆さんに説明をしながら、ご理解をいただきながらやっていきたいなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長

番外 税務課長 森本君

○番外(税務課長)

一般的に宿泊税とは、1人1泊当たりの宿泊料金から食事代や遊興費、駐車料金、消費税

などを除いた素泊まり料金を基準に計算されます。例えば同じ方が3泊されますと、その基準となる料金に応じて、3泊分の宿泊税が課税されることとなります。

以上です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

今の来泉客の動態をちょっとまだ把握できてないんですけど、私案で泊まりに170万人ぐらい来ているのかなと、そうでしょう。ざっと私の私案ですけど、300円いただければ、粗で四億数千万円ぐらいかな、そこへ入湯税と、また従来ずっと頂いている部分、それとふるさと納税、そういう1つの白浜町にとっては大きな財源が3つ重なったら10億円ぐらいになるのかなと。そういう部分が、やはり地方自治体で一番もうけているのは東京だけです。自治体はもうひーひー言っています。そこらも含めて、白浜町もやはり営業的な戦略を立てて、財源確保という受益者負担が原則で、そういう部分が私はずいとも必要やなと、このように思うんです。いま先ほど言いましたけれども、宿泊税だけで、税務課長、四億数千万円ぐらい上がると思うんです。そこらを含めて、あとの使途を、一旦頂いて、使用目的というのかな、使用的な部分はどのような感覚でお考えでございますか。

○議 長

正木議員、今、ざっと四億数千万円になると、お一人幾らぐらいの試算というのがそこら辺が抜けていたと思うんですけど、もしありましたらどうぞ。

6番 正木君

○6 番

今、税務課長も含めて町長も含めてですけども、今構想の中で、大体1人当たり宿泊税は1泊どれぐらいの単価ではじいていますか。私は300円と言ったんです。

番外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

正木議員からの質問で税額300円ということでしたが、これまでの全員協議会の資料及び宿泊事業者説明会の資料に、仮に税額一律300円とした場合には歳入がこれだけ見込めるというような、そういった試算でございますので、今現在、税額は決まっておりません。今後宿泊税検討委員会におきまして検討されるものと考えております。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

私のほうからは、目的税財産の使途についてご答弁させていただきます。

正木議員がおっしゃいますように、宿泊税は法定外目的税でございまして、その財源の使途につきましては、やはり観光振興というところの目的とした予算に充てられるというふうこととなります。

先行導入自治体の事例を申し上げますと、さらなるイベントの開催支援や、インバウンドの誘致活動、体験プログラムの造成、多言語案内版の整備、そして公衆トイレの改修など多岐にわたっております。当町では、宿泊者説明会ですとか宿泊者へのアンケート調査を行うことによりまして、様々なご意見をまた要望いただきまして、今後宿泊税検討委員会におい

て、様々な議論を交えながら、検討結果をしまいにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長

6 番 正木君

○6 番

続いてですけれども、3番目の排外主義は駄目ですけれども、投資目的で外国人との秩序ある共生社会になれば最高にいいという思いがしておりますけれども、そこらの町長お考えいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

正木議員がおっしゃりたいことは重々分かっております。

ただ、やはり今、おっしゃる外国人の方々等々の情報収集等非常に困難なものがございまして、しかし、私どもも、皆様方からいろんな情報、またご提案をいただいて、外国人と地域住民が共生できるような地域づくりに努めてまいりたいと思います。

○議 長

6 番 正木君

○6 番

私が言いたいのは、中央政府でも今国会が開催されていますけれども、外国人の投資という問題とか、そういう部分の、買ったら転売したとか、いろんなホテル、民泊とかいろんな問題が山積しているんです。特に都会はそうです。

我が白浜町においても、うちの近所でも民泊がたくさんできています。大きなスーツケースをごろごろ引っ張っています。それが1つの町民感情としたら、ごみを散らかすし、やかましいなどこのような思い。私は思っているのは、やはり町内会なり商店街なりいろんなところの団体があります。商工会、旅館組合、観光協会、こういう諸団体とのやはり理解のもとで、ここの物件を買いますと、民泊をしますと、ホテルをしますと、そのような社会が、私は白浜にとっては大事やなど、このように思っています。

けれど、現実には中古物件をリニューアルして、それで白浜に多々あります。湯崎地区もバックヤードの白浜の裏側でも、そういう部分では孤立している部分で、やはりあとの環境でも防災でも連動していくと、このように思っています。

ですから、最初に登記をしたら名目的な所有者、登記をして所有者に課す部分で、白浜町はこういうルールを持っていますと。どうぞ協力してくださいと。そのような足かせといったら失礼ですけど、ルールづくりが、国に伴って、国に準じてでも、先走ってでも、白浜町はやはりそういうルールづくりが大事だと。それは当然、固定資産税とかそういう名目がいっぱい出てきますよ。そこをあっという間にこんなにころころ投機的に廉売というか、そういう部分ではやはりいかがかなと、このように危惧している部分もあるんです。そこらは町長、どうですか。

○議 長

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

正木議員の場合はもうどこから矢が飛んでくるか分からないので、ご指名いただきました。

ただ、難しいのは実は我々は、私も国会議員のときに、外国の皆さんには使用してもいいけれども所有は認めるなという、実はそういう議員立法をつくらうという動きがあったんです。私も今までメンバーでやってきました。けれどもなかなかそういうことがままならず、今日まで恐らく国会も来ているわけです。やっぱり基本的には土地というのは私有財産ですから、なかなかどこまで規制をするのか。ただ東京なんか素晴らしいタワーマンションの大方2割が中国の方が買っているというようなニュースも聞こえてきています。だから本当にそれが住むのだったらいいのだけれども、ほとんどが投資目的で、いろいろやられている。

この白浜も、先ほど民泊のことを言われました。去年、あまりにもひどいので県に私は4回行ったんです。基本的にやっぱりあれは保健所が、民泊は県のいろいろとやるんです。だけどやらんから僕は腹が立って県庁に行ってきたんですけど、どこまで改善しますと言うけれども、ほとんど全く改善はできていないと思います。もう民泊の許可数は和歌山県で白浜が1番です。ですから、産んだらあと育てる責任を取れという言葉も、去年県に言ってきたんです。全く県はもう市町村任せですよ。

ですから、やっぱりこれがどんどんどんどん、ある日、気がついたらよその国の人がこのホテルを買っていたとか、よその人が民泊をやっていたとかという、そういうことを地方の我々がなかなか規制するということは、正直ちょっと法律上難しいところがあります。

ですから、国がやっぱり法令でつくってくれたらそれに準じて我々も条例をつくることのできるんですけども、第一義的にはやっぱりこれは国の問題になってくるので、あと民泊の場合は許可をもらう前提に、周辺の人たちの同意というのが求められます。ここが簡易宿泊とちょっと違うところなんです。ですからやはりそこところは、何か隣にできるのやと、というようなことをそこの地域の方が聞かれたら、まずどこで歯止めをかけるのかといったら、そこの地域の皆さんやと思うんです。町内会とか区とか。ですから、そこは我々もやはり、こういうような今の実態の中で、区長会にもあるいはまた自治会にもそういうことを我々は注意しながらやってくださいよということも言っておりますし、これからはまたそういうことは言い続けていきたいと思っております。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

もう町長がお答えになったとおりでございますけれども、やはり土地の取引というものは、民法ですとか不動産登記法等の国の法令によって規制されて規律されている分野となりますので、やはり町長がおっしゃいましたように、まず国があつて、それから私ども町というところになってきますので、その辺を注視しながら、今後動向を見守っていきたいと思っております。

○議 長

6番 正木君

○6 番

1つの事例、前例として私のところの2軒隣が、大阪の行政書士が来て、「正木さん、ここへシェアハウスみたいのが建ちますよ」と、建築確認をこっちで許可を取らないで和歌山県で取らないで、大阪で取ってきた。行政書士が挨拶に来たんですよ。「そうですか」と。出来上がったらもう入れ替わり立ち替わり、チェーンズのそういうお客さんというのですか、

もうガラガラガラガラ来る方と、レンタカー、車で来る方と、それで地域で地元でも若干そういうトラブルがいろいろあったんですよ。それが美之浦にしても、湯崎にしてもどこにしても、今把握が難しいような状態があると思います。だからそこらをきちんと宿泊税、入湯税を、温泉をしている民宿もあります。そういう部分も含めて、やはり小まめにリサーチをかけて、やはり宿泊と温泉を使っている部分があったら入湯税を当然そこで頂かなあかん部分、今まで旅組を通じて来ているのに、入湯税も含めて今は直で白浜町で収税、納税しているんでしょう。昔は僕の場合は、旅館組合へ一旦入ってこう来ていた。今は、税務課長が前に、中尾君が税務課長をしているときに聞いたら、今はもうダイレクトにという思いを聞かされたのだけれど。

○議 長

番外 副町長 愛須君

○番 外（副町長）

今、議員ご指摘のとおり、過去には旅館組合という大きな組織で入湯税が一番納付金額も多くありましたので、旅館組合については一括で納めていただいた時期もあるんですが、現在は、個々の取扱いになっていますし、小さな旅館、または小さな民宿等々についても、個人で1か月ずつか半年か1年かという納め方はいろいろあろうかと思うんですが、法人一つ一つが、現在は納めるという方向になっています。

以上です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

項目が替わりまして、今、私は東白浜地区に住んでいるんですけども、そこに営業していない大型ホテル、何年も放置されたような大型ホテルがたくさんあります。どことは言いませんけれども。先ほども午前中もいろんな昨日からの一般質問の中でありましたけども、景観上、防犯上、つまり災害が来たときに、地区住民に被害、また漁師も含めて船舶の障害になっていくと、そういうような傾向は特に東白浜地区に放置された遺物、ホテルがあるんですよ。

そこらも含めて、今、観光で質問しているんですけども、新田君、聞いておいてよ。そういうところを、やはり白浜町はお客さんに来ていただく部分については、町を明るくして、防犯上も夜道で1人で歩けるような、それと長年放置されている廃屋というか、三条通りあたりへ行ったら、もう本当にばさっといくような物件もあります。そういう部分では、これは本当にマイナスの部分と思うので、ひとつこれから宿泊税も含めて、いろいろいただく部分で決定した限りはきちんとリサーチをかけて、どことどこがいただいているのだと、対象ホテルです、民泊ですよ、民宿ですよと。そのようなリサーチをかけて努めていただきたいなど、このように思うんですけど、総務課長、いかがですか。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

放置されております大型ホテルへの指導についてお答えします。

平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、町では、老朽や損壊等によ

り、周囲に対し、防災、衛生、景観等で悪影響を及ぼしている建築物につきましては、所有者に管理や撤去・修繕を促すための指導を行っております。

ホテルの解体には、建物の規模や状況、立地条件によって、費用も高額となるため、所有者の負担も大きく、進みにくい現状がありますが、活用できる補助制度を模索しながら、引き続き所有者に対して指導を行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議 長

6 番 正木君

○6 番

税務課長、意見はないですか。

○議 長

租税のことについてだと思いますが、租税の質問の言質がなかったので、もしあれば改めて問うてください。

6 番 正木君

○6 番

それと、今放置している大型ホテルについて、恐らくこの10年、20年のスパンで名義が変わっていると思うんですよ。だからそこらも含めて、租税の税務関係で言えばどういう格好で移行しているのかと、滞納しているのかと。いや、途中でここまで払ったけれど、次の日とはこうやでと、そこらは税務課長、いかがですか。

○議 長

番 外 税務課長 森本君

○番 外（税務課長）

お答えいたします。

土地や家屋等の固定資産税は、地方税法及び白浜町税条例の規定によって、当該年度の初日の属する年の1月1日現在に白浜町内に所在する土地や家屋等の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に課税されます。また、売買による名義変更、所有権移転登記がなされれば、新たに登記名義人となった方、買主に今後課税されるということになります。

徴収業務につきましては、1人でも多くの納税者に納期限内に納付していただき、新たな滞納者を発生させないよう努めておりますが、納期限内に納付いただけない場合には、督促状、催告書、差押予告通知書を段階的に送付するとともに、金融機関等への財産調査や実態調査を行うなど、滞納処分の強化に努めております。

今後も、公平公正な課税と納税、債権回収の促進に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議 長

6 番 正木君

○6 番

次に、お題目が変わりまして、町営浴場の開場、入湯時間を町内外のお客を分け隔てなくフリーにはいかがですかというのが私の問いです。

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

町営公衆浴場についてご質問いただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきます

ます。

現在、崎の湯につきましては午前8時から17時、午後の5時、牟婁の湯、白良湯につきましては、一般営業が午前9時から午前11時、清掃等を挟みまして午後2時から午後9時30分までの営業としてございます。午前7時から午前9時までは住民を対象とした特別営業時間として営業を行ってございます。

現在の営業形態となった経緯としましては、利用者や観光関係者などからのご要望やご意見、またコロナ禍以降のスタッフの確保の課題等を鑑み、現在の形態となっておりますが、来年度以降の施設の営業形態につきましては、引き続き利用者や関係者などの意見を聞きながら、よりよい施設運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

観光課長、私の知人とかいろんな部分で問合せが、朝行きたいと、早朝に入りたいと。やっぱり白浜へ行ったら熱い湯の温泉へ入りたいと、そのような声が多々来ていたんです。というのは、コロナからの部分で地元優先で朝のうちにこうだとか、ビジターさんはこれぐらいとか、そういう部分で分けていたような、私は白良湯も牟婁の湯も何年も入っていないんですけど、高齢者だったら本当に150円、安く入れるような、占有して、観光客が若干ぐっと引いてしまう部分で、入れませんと言われたら、そういう部分をまだ引きずっているのかなと。崎の湯はまだプラスの面で営業的にプラスが出ていると思います。牟婁の湯、白良湯、松の湯は瀬戸郡のほうですけども、大体赤字だと。だからそこらの管理人もいろいろ、オーダーをかけているのはシダックスですか、そこらの人的な問題もあると思いますけれども、もうビジター、メンバーを分けずして買物をしたらいいと、私はこのように思います。そしたら若干入湯税ではないけれども、そういう部分で財源がプラスになっていくのかなと思いますけれども、観光課長、いかがですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今、議員がおっしゃられたようなご意見も承知しております。また、我々施設運営側としましては、施設運営の営業形態であるとかにつきましては、今我々のところでは、年度初めにその年度の営業の日程であるとか入浴時間等をアナウンスしてございますので、先ほども答えさせていただきましたが、来年度以降の営業形態につきましては、今現在いろいろなところと協議をしているところでございますので、その辺十分加味しながら、運営に努めてまいりたいと思います。

○議 長

6番 正木君

○6 番

それと、まだあと2点ほど観光の部分について質問があります。

町を明るくしたらやはり犯罪も少なく、気持ちで、なかなかごみもぽっと放れないと、そういう利点があるんですけども、やはり県道、国道も含めたら町単でなかなか手厚くできない部分も分からんでもないんです。やっぱり町道だったら優先で、当然、建設課長も含め

て、どうぞ考えてよと、このようなことを言えるんですけど、県道がついて国道がついたら、ちょっと上へ上げていくのに暇がかかるのやと、こういうのが私の経験値です。

そういう中で、やはり都合があると思うんですけども、和歌山県に上っていったときには、県庁でひとつ県道も、ここが部分的に暗いのだけけれど、そういう部分で検討していただければありがたいなど、このように思っています。清水課長、よろしく。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

道路照明について、お答えします。

道路照明施設につきましては、道路照明施設の設置基準により、信号機の設置された交差点や横断歩道、長大な橋梁、夜間の交通上特に危険な場所や夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況に的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全・円滑を図ることを目的として設置しています。照明が必要な箇所においては、道路照明施設の設置基準と照らし合わせ、現地を確認し、照明効果や効率化を検証しながら、町道においては町で、県道や国道については、各道路を所管する国や県に要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

正木議員がおっしゃいますように、照明については様々な用途がございまして、やはり道路照明である、規制のかかるようなもの、また街路灯であるようなもの、防犯灯であるようなものというところについてなんですけれども、私のほうから防犯灯という観点からご説明いたしますと、今現在も、多くの自治会の方がご利用されておるんですけども、総務課のほうに、防犯灯の設置に係る経費の7割、上限が20万円を対象といたしております。自治活動振興事業補助金というものがございまして、引き続き各自治会の皆様方、ご利用していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

6番 正木君

○6 番

先般、高市内閣が出てすごい支持率が上がっているんですが、今中国との絡みで、ストップがかかっております。そのかかる前に、私は千畳、三段の方面からシーモアを向いて湯崎を向いて下ってきたら、海舟のところのバス停、千畳の入り口のバス停、こんな大きなキャリアバッグを持ってずっと並んでいるんです。バスが来たらもう取り残したお客さんがいっぱいあるんです。僕から言うたら、おもてなしの白浜で、歴代の町長がおもてなしと言いながら、そういうバスで取り残していくようなバス会社かと、僕は何か納得できなかったんですよ。客が増えているのなら臨時でも出せよと、そのぐらい僕は若干憤っていた部分があるんです。これはもう当局に関係のないと言えないんですけども、運行しているやはりバス会社の配慮が、私は第一義的にこんな花火のときとかお祭りのときとか、田辺の弁慶祭りなんかでも相当取り残されてこっちへ帰ってくるのに、トラブルがあったらいいんです。そこらがね。天気だったらよろしい。もうあの千畳、シーモアの前から三段線のところね、フ

イッシャーマンのところへ行ったらまだテントがありますから、雨だったら逃げれます。そういうところが、どうも釈然としない部分が見受けられました。

そこらも今後の検討課題として、新田君、ひとつまた総務課長とタッグを組んで交渉をしてください。

そして、これは地域活性化の1つとして、椿温泉で、先般、高校生の方が温泉で新聞紙上で発表がありました。田高生2人、それがやはり昔の湯治場の、ここにも地元の議員がおられますけれども、そういう温泉でまったりする椿温泉から、またスタートアップするような高校生の発想で、私は拍手喝采したんです。どうぞそれも含めて、また、後段でまた日置川中学校のことも言いますけれども、町長、そういう部分で激励賞みたいな励みになる、大江町長から、君たち頑張ってくれと、そういう部分で、教育長も含めてですけど、一考あると思うんです。どうぞ日置中学校も後で言いますけれども、昨日の小森議員の藻場の件で言うてましたけれど、その藻場も含めて、温泉の椿、しらさぎの息子さんですか、高校生の子、それも含めて激励賞を、賞状1つでもまた励みになると思います。どうぞひとつそれも、観光の部類で熟慮していただければありがたいと、このように思います。

○議 長

以上で、観光施策についての質問は終わります。

次に、環境問題への施策についての質問を許可します。

6番 正木君

○6 番

各課の職員の皆様、本当に日々、難問と向き合って取り組んでおられることを承知しております。昨年、ペットボトルの処理で、今、議長におられる保呂処理場での圧縮システム機械を導入いたしました。月によると、平均値の処理量、重量はいかがでございますか。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

正木議員から、ペットボトルの処理状況についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

ペットボトルの資源化につきましては、廃棄されましたペットボトルから新しいペットボトルに再生できる技術、この技術を持つ外国の企業が日本に再生工場を建設する、そうした計画があると正木議員から情報を提供いただきまして、白浜町としましては、令和5年、2年ほど前の5年10月から、このルートに変更しまして、ペットボトルの完全な資源化に取り組んでございます。その際、収集業者から清掃センターに圧縮機が提供されまして、現在は圧縮梱包によって運送をしているところでございます。令和6年度の数字ですが、ペットボトルにつきましては約3万140キログラムのペットボトルを回収してございまして、回収したペットボトルにつきましては、きれいなものと汚れたもの、清掃センターで選別を行いまして、圧縮梱包した後作業した後、再生事業所に引渡しを行ってございます。

令和6年度昨年度の引渡しの量といたしましては、2万6,200キログラム、この量を引渡ししているところでございます。

引き続きまして、効果的な資源化に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議 長
6番 正木君

○6 番

私は議員として立ち会ったんですけれども、そのときに、白浜町に本来ならごみを有料で持っていかないといけない時代ですけれども、白浜町へ入ってくるという金額というかな、そういうのはプライベートで伏せてあるのだったら伏せてあるのでもいいので、公表できるんだったらどのぐらいの金額が年間白浜町へ入ってくるのですか。

○議 長
番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

令和6年度の2万6,200キログラムを売却した金額ですが、年額で121万9,539円となっております。

○議 長
6番 正木君

○6 番

次に、今問題になっておるリチウムイオン電池、その問題があちこちで全国的に火災というんですか、事故が多発しております。我が白浜町でもパッカー車が、あれはぶるんとかうやったら、もうクラッシュしたらぶるっとなるような、何か想像がつくような感じしているんですけれど、パッカー車でぱーんと発火する事案は日々ありますか。

○議 長
番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

パッカー車、いわゆる塵芥処理車で発火したりというのは白浜町の場合は今までございません。

○議 長
6番 正木君

○6 番

もう1つリチウムイオン電池の件で、もしそこへ一般ごみと紛れ込んできたときに、保呂の処理場で、どういう仕分というかな、この間ある大阪の大きなところで事故が起こって、ベルトコンベアの中を歩いていたらぱーんとなったのやと。何億の処理場が直すのに何億の工事がかかりましたと。そういう部分についての、選別したら、電池は探知機というか、そういうのがあったら一番手っ取り早いけれど、手作業でしている作業員というか、そんなところで、相当な被害があったらしいんです。それで、何十日も処理場が営業ストップというような事案が発生したと、テレビで放映していました。

だから、白浜にとっては、それは今のところ、パッカー車はない、それで処理場の現場へ上がって来て、そのままどーんと下の燃焼室へ投じたらもうそのままの状態ですか。

○議 長
番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

リチウムイオン電池の回収につきましては、個別に分別して回収できるようにしてございますけれども、議員ご指摘の部分というのは、いわゆるごみ袋の中に大体たばこの機械とか、小さな機械とか、そういう部分でプラスチックの中に入っている小さなリチウムイオン電池、こういうのが複合されておりますと、ごみ袋に入れて投棄されるというようなケースが見受けられます。

そうした場合は、塵芥処理車、パッカー車に詰め込みますので、その際発火の原因となるのが圧縮したり、熱膨張して発火に至るということとなりますが、そのままエネルギーを保ったまま、ごみ処理場でピットの中に物すごい量の収集量があるんですが、そこにたまった中で発火してしまいますと大きな惨事になってしまうというのが、一番の懸念であります。テレビで放映された部分につきましては、分別しているリチウムイオンを再度精査しているというような作業中にそういう事件が起きて焼却施設まで及んでいくような火災になったという記憶がございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

分かりました。事故のないのが一番なんですけれども、やはりそういうセンサーというんですか、検知器、それがあつたら事前に処理できると。先般も飛行機の中で一番やばいところの空を飛んでいる飛行機の中で、乗務員が訓練しておりましたけれども、結構そういう部分で、リチウムイオン電池というのが、我々のスマホでも結構そういうところで使っているような状態で認識しておるんです。現場に当たっている榎本課長にとっては、そこらも含めてこれから日に日に進歩する社会ですので、もしそういう導入だったら導入で、また皆さんに諮って安全性を、職員も安全だと思います。それはもう後の検討課題で。

○議 長

6番 正木君

○6 番

防災問題と若干リンクする部分はあるんですけれども、やはり東南海、南海トラフで、先般の夏、白浜がこんなになった部分、町長も体感されたと思うんですけれども、いつ来てもいいような南海トラフの3連動が来たら人的にも物的にもそれこそ莫大な損害を受ける。その中で、やはり津波と火災によって、瓦礫というのかな、そういうのが、海岸線に相当上がったたり、内陸で火災で燃焼するんでしょう。この間の佐賀関みたいに、あるいは山火事から火が移動して百八十何軒が燃えたんですけれども、あちこちでそういう、14年前は東北の津波と、2回も3回も私は行ってきました。そういう部分で、災害の瓦礫のボリュームというか、そこはもし想定という部分であれば、白浜町にとっては瓦礫をどこへ集積するんだと。そこらも含めて、今後の、この間この近辺の一番の防災の3,500人の動員がかかった防災、木村課長が頑張っていた、防災的な町民の意識が3,500人寄ってくれた。町長も胸が高かったと思います。

ああいう意識がだんだんと、町民感情で高まっていっていると思います。だからそこらを含めて、今度も3連動、東南海トラフも含めてそういうエネルギーの膨大な計り知れないようなパワーでやられたときに、瓦礫を、繰り返しますけれども、どこに置くんですかと。そこらの見地というか、見当があれば伝えていただきたい。

○議 長
番 外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

白浜町の津波災害時の廃棄物の処理につきまして、ご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

平成24年に作成いたしました一般廃棄物ごみ処理基本計画におきまして、災害廃棄物処理計画を定めてございます。木造、非木造、可燃、不燃、これは家屋になりますが、合計で白浜地域で約40万トン、日置川地域で約11万トン、そして生活ごみ、いわゆるたんすとかそういった粗大ごみ、これにつきましては、白浜地域で約7,800トン、日置川地域で約3,300トンと見込んでいるところでございます。

必要とする仮置場の規模といたしましては、白浜地域の分で約21ヘクタール、日置川地域で約7ヘクタールの面積を確保する必要があると見込んでございます。

仮置場の候補地といたしましては、旧の白浜空港、そして観光施設の民間の駐車場、清掃センター、そして白浜町最終処分場、大辺路衛生施設組合の家の谷処分場、日置川ごみ焼却場の跡地、それと日置川沿いのキャンプ場としていますが、これらにつきましては、東海・東南海・南海の3連動地震による想定での数値になってございます。現在は南海トラフ巨大地震の発生によるさらに大きな被害が想定されていますことから、今年度におきまして見直し作業を行っているところでございます。

以上です。

○議 長
6番 正木君

○6 番

大江町長も今、ごみ焼却処理場の部分で、頭が痛いような部分で、保呂にしても平間にしても、やはり長期の契約でクリア・クリアで、延長・延長で今している状態ですけれども、広域で以前、選挙でこんなになった部分の問題の部分で今田辺市の真砂市長を含めて、我々白浜町がナンバーツー、みなべ、上富田、すさみとこういう広域で、煙突1本でしようかというような場所選定というか、そういう予備調査というか、そういう部分が動いていると思うんですけれども、現況はどうなんですか。

○議 長
番 外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

ただいま、ごみ処理場の広域化の進捗につきまして、答弁させていただきます。

見通しにつきましては、現在、田辺周辺広域市町村圏組合におきまして作成されました基本構想、この構想に基づき検討が進められてございます。現在は一般廃棄物処理施設用地選定委員会、こちらのほうで候補地の選定作業が行われてございまして、先般11月14日に第6回の委員会が開催されたところでございます。

最終の選定作業となります3次選定の段階に進んでございまして、令和7年度末、いわゆる来年の3月には、委員会による候補地選定が完了する予定とされてございます。建設地の地元同意をいただくということが一番重要でございますので、委員会の結果を踏まえまして、いわゆる組合の管理者間におきまして建設予定地が定まりましたら、地元の皆様をはじめ、

関係する皆様方に丁寧な説明と建設に対して、ご理解を賜れますよう、得られますよう、誠意を持って対応していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

6 番 正木君

○6 番

環境でこれ、一番締めをしたいと思うんですけど、農林水産課、古守君のところに私は度々藻場の件で質問をして繰り返してきております。相当な金額の補助金を頂いて、現場で、我々の漁師が潜って定着、着床という実験を何年もやっているんですけど、なかなか育たない。

そしたらこの二、三日前の紀伊民報で見たら、日置中学校の十何名の生徒が水槽で、屋内で藻場観察、動態を調べていたと。それがこの間発芽して、笠甫の漁港で着床実験をされたというような報道がされておりました。おお、さすがやなど、やはりこういう発想の展開の中で、若い中学生が、失礼ながら日置中学校では生徒数も少ないと思うんですけども、頑張って13名ほどの……。17名、ごめん。もとい、17名らしいです。そういうところで、先ほども言いましたように、椿の温泉の高校生と同じくして地域活性化に類似するような事案と思います。どうぞ町長と教育長、ひとつ激励賞でもあげてあげてください。

藻場の件ではやっぱり本当に、漁師にとって、今後ろに漁師がおりますけれども、そういう藻場がやはり生態系の原点になっていくという。僕らもたまにヒジキを刈りに行ったけれど、もう10年刈ってないんです。ヒジキ自身もないんです。古座のヒメヒジキもないみたいな。椿なんかも磯焼けしたり何をしてあると、それで網不知にしても、そういう藻場が育たない。温暖化とか何か原因は私は分かりません。それと、ヒロメもない。ツメバイも小さい。それこそ、海の生態系が変わってきているらしいんです。

そこらの環境で質問で言うんですけど、そういうものがないようなというのは、所管の環境の課長だったらどうのお考えでございませうか。ヒトハメでも水揚げがないんです。それで藻場をやって、藻場に小さい小魚が集まってきたら、程々の魚も集まってくる。それはまた、今度タコやいろんな部分が派生していくと。それを漁師が網をやって何をやってもかからないと、そういう近年の大型ホテルとか、いろいろな部分で洗剤を、家庭でもそれはシャンプー、リンス、そういう部分がバンバン浄化槽を通じて流れていくというか、田辺湾は本当によどんでいるような状態でございます。

○議 長

番 外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

正木議員から、磯焼けなどのご質問をいただいたんですが、藻場づくりに関しまして、いろいろ原因というのがあるかと思っております。今言われたようなことの1つには温暖化というようなことがあるんですが、当町の周辺海域においても、やはり温暖化なりの中での磯焼けが、大きな悪影響を及ぼしているというふうに言われています。

それで、磯焼けの原因としましては、海水温の上昇や水質汚濁、海藻類を食べる魚やウニの食害、それから言われた海中の栄養分、こういったものの影響がありまして、様々な要因が絡んでいると考えられるのですが、当町でもこれまで和歌山県の補助金を活用しながら、

沿岸における藻場の再生事業に取り組んできました。これは漁協さんのほうにお願いして今までやってきたんですが、やはりなかなか成果が伴わないというふうな中で、町としまして、実際にヒロメの専門家の方、これは漁協のほうにもこの方が指導してヒロメのやつをやっていたんですが、実際にその方にやってくださいよというふうなことで、湯崎の漁港の中で実験をしたことがございました。やはりそのときも、やっぱり先生の通りやったら芽が出たよと、芽が出てよかったなだったんですが、魚にやっぱり食べられましたと。そのときにも魚が入らないように周りに網を張るなど対策を講じたんですけど、今度はウミウシがはってきて食べられたというふうなことで、このときの実験については、そのような格好でなかなか難しいというような結論でございました。

これは漁協さんの実験も含めて、来年度以降も予算を取って対応してまいるんですけど、なかなか成功には至っていないのですが、引き続き粘り強くやっていきたいなと思ってございます。

それから、違った観点からの考えということで、今、私どもとしては、国内の鉄鋼メーカーが取り組んでいるプロジェクトというのを注視してございます。この海藻類の成長には鉄分が必要と言われていますが、近年やはり海に流れ込む川の上流での森林伐採とかダムの建設、こういったものによりまして、落ち葉が堆積して天然の有機物と鉄分が結びついてできた腐食酸鉄、いわゆる腐食土なんですけど、これが海へ流れ込みにくくなっているというような現状です。このプロジェクトというのは、このような鉄分不足を解消するために、鉄分を人工的に供給する鉄鋼スラグ製品を開発されまして、2004年から実験に取り組んでおられます。2023年度につきましても、和歌山県内でも5か所ございまして、それを含めて全国で21か所の漁業組合、自治体と協業して実証実験を行っていただいております。

私も実際この会社のほうに行かせていただいて、白浜町でもというような話をしたこともあるんですが、今後もこのプロジェクトの結果を注視してまいりたいというふうに考えてございますし、それだけにこだわらず様々な方法を模索したいと思ってございますので、また、議員からもいろいろアドバイスをいただければというふうに思っております。

以上です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

よろしく頼みます。

○議 長

以上で、環境問題への施策についての質問は終わります。

次に、防災・減災施策についての質問を許可します。

6番 正木君

○6 番

防災・減災対策問題を何点か伺います。

現在避難所は、日置も入れて何か所ありますか。その避難所の数の中で、空調関係、先般、同僚議員も質問されて、松田議員も含めてされていたと記憶しているんですけども、従来体育館とかそういうところが空調関係がなかなか手薄だったので、今まさに寒い、暑いの中で空調がやはり必要な、我々は体がそういう格好に慣れてきているというんですか、そ

ういう部分の中で、今現在大型避難所、そこは町全体でどのぐらいありますか。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

正木議員より、防災・減災対策に関しまして、避難所の箇所数と空調設備の整備状況についてご質問をいただきました。

現在町では、災害対策基本法の規定に基づきまして、町内で154か所の避難所を指定避難所と位置づけております。また、このうち災害種別に応じまして、23か所を町が開設する避難所としてございます。この23か所の避難所における空調設備につきましては、学校施設の体育館8か所を含む10か所が空調が未整備となっておりますが、現在、中学校3校の体育館につきましては、来年度の整備に向けて実施設計に取り組んでいるところであり、小学校5校の体育館につきましても、引き続き事業を進めていく予定にしております。

以上です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

それで、できるものなら、そういう災害がないにこしたことはないんですけども、万が一のときに避難したら、電源が途中でもうライフラインがアウトになるというのが、必ずどこの町でも発生する。道路が寸断される、ライフライン、水、電気、そういう部分が若干滞るかなと、このように危惧するんです。そこで予備的に避難場所に設置しているというんですか、電源確保という名目の中でどういうものがありますか。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

町では、電源確保のために、ガソリン型の発電機と充電式発電機を各避難所や拠点となる備蓄倉庫に配備をしております。それぞれの発電機につきましては、メリット・メリットがでございます。その特性を踏まえまして、電源の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

私なぜそれを言うかといったら、やはり発電機というのは石油系が多いと思うんです。長年置いたら放置したら酸化したりさびが入ったり、水分が入ったり、いろんな部分が、さあといったときに動かないと。本当に車のキャブへ水が入ったみたいなもので、そういう連鎖的な部分が想像できるんですけども、今、課長が言われたようにプラスもあればマイナスもあると。今、何ですか、プロパンをやったりバッテリーで大型バッテリーを置いたり、そういう部分が、できるものならそういう火を使わないような電源というか、そういう部分が好まれているというか、レギュラーかなと思うんです。

それはそれとして、やっぱりふだんの予備点検も含めて、それが大事だと思いますので、所

管の皆様も含めて、消防団も含めてですけれども、点検は怠らないような格好でお願いしております。

それと今、各家庭で10件あれば10件の7割、8割は、座敷犬、ペット、猫、いろいろ飼っている状態があらうと思うんです。独居老人もたくさん、綱不知棧橋にもいっぱいあるんですけれども、やはり寂しさのあまり猫を飼ったり犬を飼ったり、家族と同様な扱いをしているのが実態です。その場合にペットと、以前の東北の震災、輪島の震災、なかなかそこへペットを持ち込めない、そういう部分で、今、環境省も推奨するような、同意するような同行というんですか、ペット同行、そういうような部分も見受けられるんですけれども、白浜町のほうはそれはもうそういう格好でオーケーとよろしいですか。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

ペットの同行避難につきましては、町においてもその必要性を認識しております。災害時における避難所運営マニュアルに位置づけをしているところでございます。

先月実施いたしました総合防災訓練では、本年6月に包括連携協定を締結いただきましたtent tent様にご協力をいただきまして、災害時における同行避難の際にペットが安心できる場所を認識させるクレートトレーニングなど、ペットの災害対策に必要な取組を実践いただいたところでございます。

現時点におきまして、避難所に同行避難された場合のペットの管理スペースをどの場所に確保するのかなどの詳細までは決定していませんが、今後、具体的な計画として、各避難所の形態等を考慮しまして定めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

先般、大分県佐賀関の大火というんですか、強風を伴ってもう百八十何軒が焼失されたというような報道、また近年、山火事が頻繁に起こっているというような部分があるんですけれども、その教訓として我が白浜町は、50年、60年前に私ども東白浜地区、都市計画で5番目に移行したんですね。俗に言う防火帯、家もセットバックして、そういうのが今回の白浜町の都市計画も含めて、今後、そういう、本当に湯崎地区、瀬戸でも狭隘なところで、隣の家と手をつなげるような感じのところは何か所もあります。日置も恐らくそういうところが出てくると思うんです。そのときに、やはり都市計画審議会も含めて考えて、災害に強いまちというような格好で、道路づくり整備計画というんですか、それも必要と思うんですけれども、そこらはいかがですか。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

都市計画における今後のまちづくりについてお答えします。

都市計画における火災対策については、道路、公園、緑地などの空間を確保することで、火災時の延焼遮断帯、防火帯としての役割を果たします。特に十分な幅員を持つ都市計画道路の整備は、物理的な遮炎空間として機能し、火災の延焼を防ぐとともに、火災発生時にお

ける消火活動の進入路や住民の避難路として重要な役割も担います。

また、個々の建築物レベルでも、火災による類焼を防ぐため、白浜町の一部の地域、都市計画区域内では、建物の屋根や隣接する家屋との距離によっては不燃材料でつくるのが義務づけられています。これら都市計画及び建築基準法による取組により、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。よろしくをお願いします。

○議 長

6番 正木君

○6 番

あと16分。最後に、防災・減災について質問いたします。

時間はまだ十分あるんですけども、もう二、三分の質問で終わりたいと思います。

南紀白浜空港、旧空港は、先般の防災訓練についても相当キーステーションになられたという認識しております。そこで、先ほども瓦礫の置場というか、仮設置場という部分が、課長からも答弁があったと思うんですけども、その活用方法を、大江町長はいかがお考えでございますか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

初めに私のほうから、旧南紀白浜空港の防災対策に関する現在の取組状況について、まず、お答えをさせていただきます。

旧南紀白浜空港は、県の広域受援計画における広域防災拠点として、西牟婁・日高・東牟婁地域の支援及び県外からの航空輸送の後方支援拠点として位置づけられておるところでございます。

昨年の能登半島地震を踏まえまして、県による防災・減災対策の検証では、能登半島と和歌山県とは、地理、地域社会や交通基盤で共通点が多く、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備え、旧南紀白浜空港の防災拠点機能をより充実させるため、臨時ヘリポートや燃料保管庫の整備といった機能強化に向けての計画が進められているところでございます。

私ども白浜町といたしましても、この事業計画にあわせまして、同敷地内に耐震性貯水槽を整備しまして、平時または有事の際に対応できるよう準備をしていきたいと考えてございます。

また、白浜町を含めた田辺周辺の1市4町で、災害発生時に広域的な相互連携ができる体制を構築するために、田辺周辺広域災害対応協議会の設立に向けた協議を行っておりまして、県にもオブザーバーとして参画いただいた中で、旧南紀白浜空港の活用につきましても協議会で意見集約をし、県に働きかけを行うなど、一層の防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議 長

6番 正木君

○6 番

これで防災・減災で一言御礼ということで、我が東白浜地区に長年の、木村課長が汗をかいていただいた、最後に大江町長が判を押してくれた、東白浜地区に備蓄倉庫、多目的のそういう施設が来春で完成に、今着々と工事が進んでおります。地区の一員として御礼申し上げ

げます。皆さんありがとうございました。終わります。

○議 長

以上で、防災・減災施策についての質問は終わります。

以上をもって、正木君の一般質問を終わります。

一般質問は、これもちまして終結いたします。

本日はこれをもって散会し、次回は明日12月16日火曜日午前10時に開会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会し、次回は12月16日火曜日午前10時に開会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、14時17分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和7年12月12日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員